

## 宅建朝から1問 宅建業法 重要事項の説明 宅建 H25-29-3 <<#930>>

【問】正誤をつけよ。

区分所有建物の売買において、売主が宅地建物取引業者である場合、当該売主は当該宅地建物取引業者でない買主に対し、当該一棟の建物に係る計画的な維持修繕のための修繕積立金積立総額及び売買の対象となる専有部分に係る修繕積立金額の説明をしなければならないが、滞納があることについては説明をしなくてもよい。

【答え】誤り

★ <<ポイント>> 重要事項の説明【宅建★入門】

区分所有建物の売買の場合、下記の説明を要する。

※ 貸借の場合、不要

類出<sup>4</sup>

六 当該一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用の積立て(修繕積立金)を行う旨の

規約(案を含む)の定めがあるときは、その内容及び既に積み立てられている額

⇒ 滞納があるときはその額を告げる

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

直前期に効率的に学習したい ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>